(3)　既に法附則第五十三条の二第三項（平成二十八年改正法附則第十四条第五項及び第六項の規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十三条の二第三項に規定する他の自動車

(4)　既に法附則第五十六条の三第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

(5)　既に法附則第五十六条の三第二項（平成二十八年改正法附則第二十条第五項から第七項までの規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十六条の三第二項に規定する代替軽自動車

(6)　既に法附則第五十六条の三第三項（平成二十八年改正法附則第二十条第五項及び第六項の規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十六条の三第三項に規定する他の三輪以上の軽自動車

(7)　既に平成二十八年改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「二十九年旧法」という。）附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(8)　既に二十九年旧法附則第五十二条第二項（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条及び次条において「平成二十四年改正法」という。）附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた二十九年旧法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車

(9)　既に二十九年旧法附則第五十二条第三項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた二十九年旧法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

(10)　既に平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び次条において「平成二十四年改正前の地方税法」という。）附則第五十二条第二項（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この号において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車

(11)　平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

附則第二十三条第一項第一号ニ中「被災自動車」を「被災自動車等」に、「附則第五十二条第一項」を「附則第五十三条の二第一項」に改め、同項第二号中「自動車が被災自動車」を「自動車等が被災自動車等」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に、「自動車が被災自動車」を「自動車等が被災自動車等」に、「当該自動車」を「当該自動車等」に改め、同項第四号中「附則第五十二条第一項」を「附則第五十三条の二第一項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項中「者が法附則第五十二条第二項」を「者が法附則第五十三条の二第二項」に改め、同項第一号イ中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項」を「附則第五十三条の二第二項」に改め、「同条第三項」を「法附則第五十三条の二第三項」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に、「第百四十条第一項」を「第百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項」に、「にあつては、同項」を「には、これらの規定」に改め、同号ロ中「附則第五十二条第二項」を「附則第五十三条の二第二項」に改め、「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。）」、「（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条において同じ。）」及び「又は車両番号」を削り、同号ハを次のように改める。

ハ　当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1)　既に法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けた代替自動車

(2)　既に法附則第五十三条の二第二項の規定の適用を受けた代替自動車

(3)　既に法附則第五十三条の二第三項の規定の適用を受けた他の自動車

(4)　既に法附則第五十六条の三第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

(5)　既に法附則第五十六条の三第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

(6)　既に法附則第五十六条の三第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車

(7)　既に二十九年旧法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(8)　既に二十九年旧法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(9)　既に二十九年旧法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

(10)　既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(11)　平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

附則第二十三条第二項第一号ニ中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項各号」を「附則第五十三条の二第二項各号」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同号ホ中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第二号」を「附則第五十三条の二第二項第二号」に、「自動車に」を「自動車等に」に、「にあつては」を「には」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同号ヘ中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第三号」を「附則第五十三条の二第二項第三号」に、「自動車に」を「自動車等に」に、「にあつては」を「には」に改め、同号ト中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第二号イ」を「附則第五十三条の二第二項第二号イ」に改め、同号チ中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項」を「附則第五十三条の二第二項」に改め、同項第二号イ中「対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等」に改め、同号ロ中「附則第三十四条第十項」を「附則第三十五条第十項」に、「対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等」に改め、同号ハ⑴中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第二号」を「附則第五十三条の二第二項第二号」に、「自動車（」を「自動車等（」に、「解体した自動車が」を「解体した自動車等が」に、「当該自動車」を「当該自動車等」に改め、同号ハ⑵中「対象区域内用途廃止等自動